

傷病手当金について

傷病手当金とは被保険者が病気やけがで仕事を休み、その間給与を受けられないときの生活保障です。お手続きの際は、傷病手当金支給申請書をご提出いただく必要がございます。

支給される条件

1 仕事とは関係のない病気やケガの療養のための休業であること
→業務上・通勤途上のケガについては、労災保険へご請求ください。

2 それまで就いていた仕事に就くことができないこと
→申請書に記載された担当医師の意見をもとに判断します。

3 4日以上仕事に就けなかったこと
→病気やケガで療養のために連続して3日間仕事を休んだ後(待期期間)、4日目以降の仕事に就けなかった日に対して支給されます。待期期間には「有給休暇」「公休日」「祝日」を含みます。

4 休業した期間について給与の支払いがないこと
→給与が傷病手当金の支給金額以上に支給されている場合は、傷病手当金は支給されません。また、休業されている日に対して、一部でも給与が支払われている場合は傷病手当金が減額調整されます。

各種申請書は
ホームページより
ダウンロード可能です。
郵送でのお手続きに
ご協力ください。



協会けんぽ広島支部
マスコットキャラクター
健康いろは

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の取扱いについて

被保険者が新型コロナウイルス感染症により、上記4つの条件を満たした場合には、傷病手当金が支給されます。ただし、本人に自覚症状がなく、家族や身近な人が感染し、「濃厚接触者」になったことにより休業した場合については、傷病手当金の支給対象となりません。

なお、やむを得ない理由で医療機関を受診できず、傷病手当金支給申請書に療養担当者意見(療養担当者記入用ページ)を添付できない場合は、ご相談ください。

【問い合わせ先】広島支部 業務グループ TEL：082-568-1011(音声案内で③を選択)

整骨院・接骨院(柔道整復師)のかかり方

整骨院、接骨院(柔道整復師)にかかる時、医師や柔道整復師の診断により、健康保険が「使える場合」と「使えない場合」があります。以下をご参照の上、適正受診にご協力をお願いいたします。

健康保険が使える場合

- 外傷性が明らかな打撲・捻挫・挫傷(肉離れなど)
- 骨折・脱臼
(応急処置の場合を除き、医師の同意が必要です)

健康保険が使えない場合

- 日常生活からくる疲れや体調不良、単なる肩こり
- スポーツなどによる筋肉疲労
- 慰安目的のマッサージ代替りの利用 など

< 整骨院、接骨院(柔道整復師)にかかる際の注意事項 >

- 負傷の原因を正しく伝えましょう。
- 療養費支給申請書の内容をよく確認し、署名しましょう。
- 領収書を必ずもらいましょう。
- 治療が長引く場合は、一度医師の診断を受けましょう。

健診結果の「要治療」項目について、病院への受診はお済みですか？

生活習慣病予防健診の血圧・血糖検査の結果、「**要治療域**」に該当する方で、**健診から3か月以内の医療機関の受診が確認できなかった方**に対して、受診をお勧めする文書をご自宅にお送りしています。

また、特に受診をお勧めしたい方には、文書送付後、**下記の委託先機関よりお勧め先にお電話**をすることがございますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

※「要治療域」とは・・・(収縮期血圧：160mmHg以上、拡張期血圧：100mmHg以上、空腹時血糖：126mg/dl以上、HbA1c (NGSP値)6.5%以上)

受診勧奨業務委託先機関

株式会社 アールエムサポート **0120-920-596** (担当：加藤・中井・大野)
0120-969-703

「かかりつけ医」をもちましょう！

まずは、信頼できる近所の「かかりつけ医」をもつことから

かかりつけ医とは、日常的な病気の診療や、健康相談などができる身近なお医者さんのことです。継続して診てもらうことにより、病歴、体質、生活習慣などを理解したうえでの適切な治療やアドバイスが受けられます。生活習慣病など状態の安定した慢性病の人や、普段は健康な人が風邪などの軽症で受診するときは、かかりつけ医を受診するようにしましょう。

「かかりつけ医」から大病院を紹介してもらえると医療費が抑えられます

大病院(ベッド数200床以上)では、紹介状を持たずに受診する患者に対して、初診時は通常の初診料860円(3割負担)に加えて**5,000円(全額負担)**以上の特別料金を加算することと決められています。

	初診料	特別料金
紹介状あり	860円 (3割負担)	なし
紹介状なし	860円 (3割負担)	5,000円以上 (全額負担)

「かかりつけ医」をもつことは、身体にも家計にもやさしいね！



協会けんぽ広島支部
マスコットキャラクター 健康 かえで

? 「かかりつけ医」をもつメリット

- 同じ医者継続して診てもらうことによる、適切な治療やアドバイス
- 診療や会計のための待ち時間が短い
- 高度な検査や手術が必要になったとき、大病院等に紹介状を書いてもらえる
- 初診時や再診時に特別料金を加算されない
- 医者顔なじみになることで、質問や相談がしやすくなる など

お問い合わせ先

全国健康保険協会広島支部 TEL:082-568-1011(代表)
〒732-8512 広島市東区光町1-10-19 日本生命広島光町ビル2F
【ホームページ】<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/hiroshima/>

保険証 保険証が使えるのは
退職日当日まで。
退職後は速やかに保険証
を返却してください。

申請書の郵送にご協力ください。



協会けんぽ広島支部は、加入者の皆様全員の健康増進を目指します！

